

○別府市人権啓発センターの設置及び管理に関する条例

昭和54年3月10日

条例第9号

注 平成2年10月から改正経過を注記した。

改正 昭和57年4月1日条例第19号

平成2年10月1日条例第16号

平成2年12月21日条例第36号

平成12年3月29日条例第8号

平成21年3月31日条例第12号

平成25年12月26日条例第35号

令和元年6月26日条例第16号

令和2年3月27日条例第26号

(設置)

第1条 市民の人権教育及び人権啓発の推進を図り、人権が尊重される社会の実現に資するため、別府市人権啓発センター（以下「センター」という。）を別府市石垣東十丁目7番5号に設置する。

（全部改正〔平成21年条例12号〕）

(事業)

第2条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 人権教育及び人権啓発の推進を図るために必要な講演会等の開催
- (2) 講座、研修会等の開催
- (3) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供
- (4) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

（全部改正〔平成21年条例12号〕）

(職員)

第3条 センターに所長のほか必要な職員を置く。

（全部改正〔平成21年条例12号〕）

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受

けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) センターの管理上支障があるとき。
- (4) その他市長において不相当と認めるとき。

(全部改正〔平成21年条例12号〕)

(使用許可の取消し等)

第5条 市長は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくはセンターからの退去を命じることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条第1項の許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により前条第1項の許可を受けたとき。

2 市長は、前項の規定による前条第1項の許可の取消し等によって使用者が受けた損害については、賠償の責めを負わない。

(全部改正〔平成21年条例12号〕)

(使用料)

第6条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、特別の理由があると認められるときは、この限りでない。

(追加〔平成21年条例12号〕)

(特別の設備等)

第7条 使用者は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(追加〔平成21年条例12号〕)

(目的外使用等の禁止)

第8条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(追加〔平成21年条例12号〕)

(原状回復義務)

第9条 使用者は、センターの使用を終了したときは、速やかに原状に復さなければならない。

(追加〔平成21年条例12号〕)

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は過失により施設等を滅失又はき損した場合は、市長が定める額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(一部改正〔平成12年条例8号・21年12号〕)

(運営委員会)

第11条 センターに、講演会の開催その他のセンターの事業について協議する人権啓発センター運営委員会を置く。

(追加〔平成21年条例12号〕)

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成12年条例8号・21年12号〕)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年4月1日条例第19号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前に、同和対策事業特別措置法に基づく改正前の別府

市営住宅の設置及び管理に関する条例、別府市住宅新築資金等貸付条例及び別府市同和対策集会所の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の別府市営住宅の設置及び管理に関する条例、別府市住宅新築資金等貸付条例及び別府市同和対策集会所の設置及び管理に関する条例の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成 2 年 1 0 月 1 日条例第 1 6 号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 1 2 月 2 1 日条例第 3 6 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 2 年 1 2 月 3 日から適用する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 2 9 日条例第 8 号）

この条例は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 3 月 3 1 日条例第 1 2 号）

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 1 2 月 2 6 日条例第 3 5 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 2 6 日条例第 1 6 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 2 7 日条例第 2 6 号）

この条例は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表

（追加〔平成 2 1 年条例 1 2 号〕、一部改正〔平成 2 5 年条例 3 5 号・令和元年 1 6 号・2 年 2 6 号〕）

センター使用料

区分	金額
研修室	9 時から 1 2 時まで 1 回につき 6 6 0 円
	1 2 時から 1 7 時まで 1 回につき 8 2 5 円

9時から17時まで1回につき 1,320円

備考

- 1 使用料には、消費税及び地方消費税を含む。
- 2 算出した使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。